利用時間と日数

＜利用時間＞
○宿泊サービス（お泊り）…入所時間は午前９時、退所時間は午後５時です。
○通所サービス（日帰り）…午前９時～午後５時までの８時間です。
☆宿泊・通所サービスともに、利用の開始と終了の時間は、ご利用の際に利用施設と相談してください。
☆祝・祭日も利用可能です。年末年始（12月29日～1月3日）の利用は各利用施設で対応が異なります。
＜利用日数＞　宿泊７日間・通所７日間

利用料金・支払い方法

	宿泊サービス		通所サービス
	１日あたり	（例）１泊２日での利用の場合	１日あたり
生活保護世帯	１，０００円	２，０００円（1,000円×２日）	８００円
市民税非課税世帯	１，５００円	３，０００円（1,500円×２日）	１，０００円
上記以外の世帯	３，０００円	６，０００円（3,000円×２日）	２，０００円

○ふたご・みつごなど、多胎児の赤ちゃんのご利用の場合

	宿泊サービス	通所サービス
（１日あたり）　赤ちゃん一人あたりの追加料金	５００円	３００円

（利用例）ふたごでの宿泊サービスを１泊２日利用の場合の自己負担額
基本利用料金：3,000円×２日＝6,000円
赤ちゃんの追加料金：　500円×２日＝1,000円　　合計7,000円

○キャンセル料

利用者の都合により利用変更・中止した場合のキャンセル料			
利用日の前々日の17時までに事業者へ連絡が	あった場合	宿泊サービス	０円
		通所サービス	
	なかった場合	宿泊サービス	１，３００円
		通所サービス	１，０００円

☆急な分娩等により利用施設の都合でキャンセルとなった場合、キャンセル料は発生しません。

○支払い方法
・利用料は現金でのお支払いとなります。各利用施設へ利用時に直接お支払ください。
・キャンセル料は、各利用施設の指定する方法でお支払いください。

利用料金に含まれるもの

□食費　□母子の寝具　□入所室使用料　□光熱水費　□哺乳瓶の消毒　□衣類の洗濯に要する費用
□こどものオムツ（新生児用のみ）　□こどものミルク・離乳食（特殊ミルク等は対応できません。離乳食はレトルト等市販品の対応となることがあります。）
☆この内容以外のもので、利用施設で用意する物品などは自己負担となります。
☆衣類の洗濯、こどものオムツ・ミルク・離乳食の取扱いは利用施設により異なります。（利用施設により、一部対応ができない場合等がありますので、利用施設へご確認ください。）

☆持ち物チェック☆　※この内容以外で必要なものは、直接利用施設に確認してください。

チェック	持ち物	チェック	持ち物
	赤ちゃんの着替え		お母さんの着替え
	ミルク（必要な場合）		バスタオル（１枚）
	哺乳びん（現在使用中のもの）		タオル（２枚）
	紙おむつ・赤ちゃんのおしり拭き（メーカーを指定した紙おむつ、利用施設で対応不可サイズの紙おむつはご持参ください。）		衛生用品（ティッシュ、歯ブラシ、生理用ナプキン、お母さん用のシャンプー・リンス・ボディソープ）

利用時のお願い

○急な分娩などで利用施設のベッドが満床になった場合、産後ケア事業の利用ができなくなる場合があります。その場合は別日程、もしくは別施設での利用についてご相談させていただきますのでご了承ください。
○母乳栄養、混合栄養、ミルク栄養は、お母さんと赤ちゃんの状態に合わせ相談して選択していきましょう。母乳育児を希望される方には、母乳育児支援をいたします。
○お母さんの体調や赤ちゃんの状況に合わせてケアをします。ご要望などを利用時に教えてください。
○自宅での赤ちゃんとの生活ができることを目標に、基本は母子同室となります。（赤ちゃんの一時預かりをご希望の場合はご相談ください。）
○利用中の外出は各利用施設の許可が必要となります。
○以下の内容は、各利用施設で対応ができるか、追加料金が発生するかが異なりますので、ご確認ください。
・赤ちゃんの一時預かり（赤ちゃんの月齢によっても一時預かりができるかどうか異なります）
・夫や上の子と一緒での利用
・特別室の利用、その他各利用施設で行っているオプションサービス　等

利用された皆さんの声

体をしっかり休めることができ、気持ちもホッと軽くなりました。
おっぱいケアもしてもらえたので安心して生活がスタートできそうです。

初めての育児でのプレッシャーを助産師さんに話を聞いてもらい、自分のことを認めてもらえたことがとてもうれしかったです。産後ケア事業オススメです！

出産後、がんばって育児をしていたけど、１か月も過ぎると体力も気力も限界に。
産後ケア事業を利用して、疲れた体をゆっくり休むことができ、おっぱいのあげ方などしっかりサポートしてもらえました。もっと早く産後ケア事業を利用すればよかったです。

申し込み方法

○利用を希望する方は、住所地のこども保健係へご相談ください。（妊娠中から相談に応じます。）
＜必要書類＞　神戸市産後ケア事業　利用申請書兼情報提供同意書
…神戸市HPからダウンロードが可能です。こども保健係にも置いています。
※利用の申請は出産後に行ってください。
※市民税非課税世帯、生活保護受給中の世帯は、市県民税非課税証明書（世帯全員分）または生活保護適用証明書が必要です。
○申請に際し、保健師などが生活状況などをお聞きするほか、ご自宅を訪問させていただくことがあります。
○申請後に利用の可否の審査をおこないます。利用の決定後、「利用承認通知書」を送付します。
☆妊娠中などに事前に見学を希望する場合は直接各利用施設にお問い合わせください。

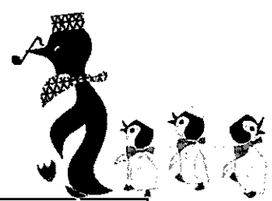

問い合わせ先

各区役所・支所こども保健係まで（※受付時間：平日８：45～17：15）

東灘	８４１－４１３１（代）	長田	５７９－２３１１（代）
灘	８４３－７００１（代）	須磨	７３１－４３４１（代）
中央	２３２－４４１１（代）	北須磨	７９３－１４１４（直）
兵庫	５１１－２１１１（代）	垂水	７０８－５１５１（代）
北	５９３－１１１１（代）	西	９２９－０００１（代）
北神	９８１－１７４８（直）		